

自主防災組織活動マニュアル



岡崎市防災課

目次

第1章 自主防災組織とは	4
はじめに・・・	4
1 自主防災組織としての町防災防犯協会	5
2 自主防災組織図・役割分担の例	6
第2章 自主防災組織による活動	7
1 目的別でみる活動内容	7
(1) 平常時の活動	7
(2) 災害時の活動（地震編）	13
(3) 災害時の活動（風水害編）	17
(4) 災害時の活動（避難後編）	19
第3章 活動体制の構築	21
1 継続的な活動の実施	21
(1) 防災防犯協会及び災害防ぎょ隊組織名簿	21
(2) 防災防犯協会活動記録	21
(3) 地区防災計画の策定	22
(4) 町防災マップの作成	25
(5) 防災資機材の整備	25
(6) 災害時避難行動要支援者名簿	29
(7) 防災担当者の選任・育成	31
2 協会員（町住民）への防災意識の普及・啓発	33
(1) 自主防災活動への積極的な参加	33
(2) 家庭内対策の促進	34
3 防災訓練の実施	35
(1) 防災訓練の目的	35
(2) 防災訓練の方法	35
(3) 市民活動総合補償保険制度	37

4 他の防災防犯協会や地域の防災関係団体との連携	38
(1) 他の防災防犯協会との連携	38
(2) 消防団との連携	38
(3) 岡崎市消防支援隊との連携	39
(4) 地域の事業所との連携	39
(5) 災害時協力事業所等との連携	40
第4章 発災時の活動の流れ	41
1 地震発生時の行動例	41
2 地震発生時の避難の流れ	43
3 風水害による浸水等の被害発生時の避難行動	45
4 風水害(台風・大雨・局地的大雨)時の避難の流れ	47
5 避難所での活動	49
(1) 避難所の開設基準	49
(2) 避難所運営の基本方針	49
(3) 避難所運営マニュアル	49
第5章 大規模災害関連情報発表時の行動	50
1 南海トラフ地震臨時情報	50
(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の行動	51
(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の行動	52
(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の行動	52
2 特別警報	53
第6章 本市の支援体制	55
1 災害緊急情報の伝達	55
(1) 防災緊急情報一斉伝達装置による方法	55
(2) 衛星携帯電話による方法	55
(3) サイレンによる方法	56
(4) FMラジオ、ケーブルテレビによる方法	56

(5) 本市のホームページ(防災ポータル)による方法.....	57
(6) おかざき防災緊急メール「防災くん」による方法	57
(7) 緊急速報メール.....	57
(8) SNS(岡崎市公式アカウント)・Yahoo!防災速報	57
(9) 災害用電話・FAX サービス	57
(10) 防災ラジオ.....	58
(11) 広報車による方法.....	58
(12) 防災行政無線(移動系)による方法.....	58
(13) 浸水警報システム.....	59
2 避難者支援体制	60
(1) 被災者支援用備蓄倉庫の整備	60
(2) 地域防災連絡員	60
(3) 避難所運営体制	61
3 緊急地震速報について	63
4 災害用伝言ダイヤル171・WEB171について.....	65
(1) 災害用伝言ダイヤル171	65
(2) WEB171	66
第7章 岡崎市災害ボランティア支援センター	67
1 組織概念図	67
2 ボランティア派遣手順	67
3 災害ボランティア支援センター連絡方法及び連絡先	68

第1章 自主防災組織とは

はじめに・・・

自主防災組織とは、地域住民の自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとし、災害による被害を予防または軽減するために、日頃から地域の防災活動を行う組織です。自然災害の発生そのものを防ぐことはできませんが、その被害の大きさは、日頃からの防災体制のあり方によって大きく異なります。

災害の被害を最小限におさえるため、市民一人一人が「自らの命は自らで守る」という『自助』や「自分たちの地域は自分たちで守る」という『共助』の考え方にに基づき、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が重要です。

また、大規模な災害発生時には、行政が果たすべき応急対策活動の円滑な遂行が困難となる場合も想定されることから、地域における初期消火活動や救助・救出活動、応急救護活動、避難活動等、日頃から顔を合わせている地域住民同士がお互いに協力し合いながら様々な活動に積極的かつ組織的に取り組むことが重要となります。

この活動マニュアルは自主防災組織が、それぞれの地域の特性に応じた活動を行うための基礎となる手引書として、ご活用いただくことを目的としています。

自主防災組織の活動がより組織的かつ実効性のあるものとして確立され、災害時における様々な連携や協力が柔軟かつ円滑に行われることで、「自助」「共助」「公助」を補完し合いながら、本市の防災力の更なる強化が図られることを目指します。

～ 岡崎市 ～

Ⅰ 自主防災組織としての町防災防犯協会

町防災防犯協会は、協会規約にあるように、「防災防犯思想の普及及び地域住民の連帯意識と防災意識を高め、火災又は地震等に因る災害の防止など、防災防犯活動を通じて明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的」として組織された住民の自主的運営による防災組織です。

組織体制は、概ね次ページの図のような役割の班構成となっていますが、適宜見直しを行い、地域の実情に合った組織とすることが重要です。

また、災害は想定どおりにはいかないものです。別の班に属する活動でも、人手が不足する場合には、本来の分担にとらわれることなく、弾力的な運用や指揮命令ができる体制も考えておきましょう。



2 自主防災組織図・役割分担の例

組織図				平常時の役割	災害時の役割	
協会長	副協会長（会計・幹事等）	対策部会	情報班	災害時連絡網の作成 出前講座の開催 防災活動の案内 情報伝達訓練の実施	安否確認（名簿） 町防ぎょ隊本部内の情報伝達 災害情報の収集 避難情報の共有 復旧復興情報の収集	
			警防班	家具転倒防止の普及 住宅耐震化の普及 火災予防活動の実施 消火器具点検 初期消火訓練の実施	安否確認（現場） 初期消火活動 水源確保（消火） 浸水対策（土のう等） 消防団との連携	
			警戒班	市のハザードマップの周知 町防災マップの作成 避難場所・避難経路の周知 マイタイムライン作成の普及	安否確認（現場） 災害情報の収集 被害状況の把握 防犯活動の実施	
		支援部会	誘導班	避難場所・避難経路の周知 避難訓練の実施 避難所運営訓練の実施 災害時避難行動要支援者支援	避難誘導 避難情報の共有 災害時避難行動要支援者支援 民生・福祉委員との連携	
			救護班	AED、救助器具の点検 応急救護訓練の実施	安否確認（現場） 要救助者の救出 負傷者の応急手当 負傷者の搬送 消防団との連携	
			資材班	家庭内備蓄の普及 活動資機材の整備 防災倉庫点検 炊き出し訓練の実施	活動資機材の準備 炊き出しの実施 水源確保（生活用水） 町内事業所等への支援要請	
		三役の役割			組織の編成 地区防災計画の作成 災害時連絡網の作成 活動資機材の整備 災害時避難行動要支援者支援	災害対策本部との情報伝達 町防ぎょ隊本部内の情報伝達 活動人員の確保 町内事業所等への支援要請

第2章 自主防災組織による活動

Ⅰ 目的別でみる活動内容

(Ⅰ) 平常時の活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

ア 防災体制の確立

主に関係する班：三役、情報班

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定めましょう。班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要です。

■組織の編成

組織図と役割分担を参考に、災害防ぎょ隊組織名簿を作成する。

消防士や自衛官、看護師、介護士等、防災関係の経験者の登用を検討する。

男女共同参画の視点を持ち、編成に配慮する。

■災害時非常連絡網の作成

災害時に確実に情報伝達ができるよう、災害時非常連絡網を整備しておく。

電話がつかない場合や、伝達者が不在の場合を考慮した伝達方法も準備する。

市の災害対策本部との連絡は、学区総代会長宅に配備してある衛星携帯電話や小中学校に設置してある防災無線を活用する。

■地区防災計画の作成、修正

町の防災活動を継続的に実施するため、あらかじめ計画書を作成しておく。

作成方法に関しては、「第3章Ⅰ(3)地区防災計画の策定」もしくは、別紙「地区防災計画（ひな型兼作成例）」を参考にする。

イ 防災意識の啓発

主に関係する班:情報班

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要があります。

■ 出前講座の開催

町民の防災意識啓発のため、年1回以上の防災講座を開催する。

開催には、防災課の出前講座等を活用し、内容は出水期やその年に実施する訓練の内容などを考慮して検討する。

■ 防災活動の案内

講座や訓練などの活動を実施する際は、住民全員に回覧やチラシ配布などで周知し、その必要性が伝わるように工夫する。

ウ 家庭内の対策

主に関係する班:警防班、警戒班、資材班

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。また家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組むことが効果的です。

■ 住宅耐震化の普及

■ 家具転倒防止の普及

住宅の耐震改修や家具の転倒防止器具の設置を普及し、地震時の被害軽減に努める。

市の補助制度があるので、必要に応じて町内で周知する。補助制度については、「第3章2(2)家庭内対策の促進」を参考にする。

■ 火災予防活動の実施

家庭内で日頃から火災リスクを減らすための対策について普及する。

■浸水対策の普及

家庭内でできる浸水対策について普及し、風水害時の被害軽減に努める。方法については、「岡崎市水害対応ガイドブック」等を参考にする。

浸水対策設備の設置について市の補助制度があるので、必要に応じて町内で周知する。

■マイタイムライン作成の普及

風水害からの逃げ遅れを防ぐため、「いつ」「誰が」「何を」するのかをあらかじめ計画する家族の「マイタイムライン」の作成について普及する。

作成方法は、マイタイムラインの冊子を参考にするか、市の出前講座を活用する。

■家庭内備蓄の普及

各家庭における水や食料、日用品の備蓄、非常用持出袋の準備を普及する。

エ 危険箇所の把握

主に関係する班：警戒班、誘導班

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。

把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。

■ハザードマップの周知

岡崎市防災ガイドブックや岡崎市水害対応ガイドブック、土砂災害ハザードマップ、わが街ガイド、マップあいち等を活用し、地域の危険性について周知する。

■町防災マップの周知、修正

■避難場所、避難経路の周知

町防災マップを活用し、町の危険箇所や役立つ施設、避難場所、避難経路等について周知する。

町防災マップは、町内の状況変化を反映するため、定期的に見直しを行う。

オ 活動資機材の整備

主に関係する班：警防班、救護班、資材班

役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければなりません。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市町村、消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要です。

■活動資機材の購入

予算を確保し、防災活動に必要な資機材等を購入する。

購入する資機材は、防災倉庫の点検を実施し、各班に必要な資機材を聴取して検討する。

購入には、市の補助制度を活用する。補助制度については、「第3章1(5)防災資機材の整備」を参考にする。

■防災倉庫の点検

■消火器具の点検

■AED、救助器具の点検

購入した資機材は適切に管理し、故障や耐用年数の確認のため定期的に点検を実施する。また機材の使用方法も確認する。

市の防災倉庫を確認したいときは、職員の立会いが必要なため、事前に相談する。

■井戸水の水質検査

町内の災害時に活用できる井戸を管理する。

活用の承諾を得られた井戸は、定期的に水質検査を実施し、生活用水としての可否を調べる。なお、災害時には水質が変化する恐れがあり、飲用には適さない。

水質検査については、市の補助制度があるので活用する。

カ 防災訓練の実施

主に関係する班: 全班

訓練には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班において知識・技術の習得に向けて、繰り返し行う必要があります。

こうした訓練はどれも重要であり、これらすべての訓練が有機的に機能してこそ発災時に人の命を救い、災害を拡大させないことにつながります。

■情報伝達訓練

■避難訓練（地震・風水害）

■初期消火訓練

■応急救護訓練

■避難所運営訓練

■炊き出し訓練

災害時に迅速な避難や活動を行うため、年1回以上の防災訓練を実施する。

幅広い防災知識の習得のため、様々な種類の訓練を取り入れる。

訓練の内容については、「自主防災組織による訓練等マニュアル」を参考に、防災課と相談して検討する。

キ 要支援者の支援

主に関係する班：三役、誘導班

地域社会において避難行動要支援者の安全を確保することは、すべての人にとって地域全体の安全を向上させることにもつながることから、避難行動要支援者の状況を知る市町村をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護従事者、福祉ボランティア等の福祉関係団体等とも連携しながら普段から交流する等、総合的に取り組む必要があります。また、地域に居住する外国人や妊産婦、幼児・乳児、土地勘のない旅行者などを幅広く考慮に入れた活動を行う必要があります。

■要支援者の把握、名簿管理

市から提供された避難行動要支援者名簿は、市の指導を受けて適正な管理をしつつ、町の避難支援に活用する。

■支援方法の検討

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を進める。要支援者の身体状態のほか、「どこに」「どの経路で」「だれが」避難を支援するのかをあらかじめ計画しておく。

作成する際は、市の「個別避難計画書」を参考に、ふくし相談課や民生委員、福祉委員等と相談する。

■外国人支援

多様な言語やひらがな・カタカナ等の分かりやすい言葉、絵や写真の提示など多様な手段による情報提供の検討。

(2) 災害時の活動(地震編)

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

以下には、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表しています。活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行います。

ア 情報収集・伝達

主に関係する班:情報班、警防班、警戒班、救護班

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠です。

災害情報は地域の実情により、また災害の種別により、様々な内容となりますが、伝達すべき情報を事前に地域ごとに決めておくとい良いでしょう。

■安否確認(現場確認、名簿対照)

■被害状況の把握

三役と対策部会長、支援部会長は本部に参集し、活動方針等を検討する。

各組長は、指定の近隣待避場所に参集し、組ごとの安否確認を行う。

町民の安否確認は、現場での呼びかけと近隣待避場所での点呼の双方から行う。

建物倒壊や火災、要救助者の把握をする。

■災害対策本部との連絡

■町内の情報伝達

収集した災害情報は、必要に応じて災害対策本部や消防署に通報したり、町内に伝達する。

イ 初期消火活動

主に関係する班：警防班

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害の例からも明らかです。地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ちついて救護することが可能となります。

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

■消火活動

■消火用水の確保

■消防団との連携

火災を発見したら初期消火活動を行う。消火にあたっては、町で整備した消火器具のほか、防火水槽等の消火用水を確保したり、消防団と連携する。

ウ 救出救護活動

主に関係する班：救護班

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物や瓦礫の下敷きになった人を資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当等を行い、医療救護所へ搬送する等の支援が求められます。

■要救助者の救出

■負傷者の応急手当

■負傷者の搬送

要救助者を発見したら救出活動を行う。救出にあたっては、町で整備した救助器具などを使用し、周囲に協力を仰ぐ。

治療が必要な負傷者は、近隣の医療救護所まで移動・搬送し、診断・処置を受ける。

エ 避難誘導

主に関係する班:誘導班

災害時における避難誘導については、被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

■避難誘導

■避難経路の検討

自宅で生活ができない・不安がある人を指定緊急避難場所まで避難誘導する。

その際、建物倒壊等の情報を基に避難経路を検討する。

オ 要支援者の支援

主に関係する班:三役、誘導班

避難行動要支援者の支援は、自主防災組織と民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉団体等とが連携を図り実施することが効果的です。平常時には、必要な情報を把握や実践的な訓練を実施し、災害時には、避難誘導や情報伝達等の実動部隊として活動することとなります。

■要支援者の避難支援

■民生委員、福祉委員との連携

要支援者は、個別避難計画等に基づき、避難支援する。

カ 活動の準備

主に関係する班:三役、資材班

活動に必要な資機材の準備は、被害を発見する前からあらかじめ準備しておく迅速な活動に繋がります。

災害時における自主防災組織と企業(事業所)との連携としては、主に従業員の地域防災活動への参加や企業(事業所)の保有する物資や資機材による協力が考えられます。

■人員の確保

■活動資機材の準備

■町内事業所への支援要請

活動に協力できる人員を確保する。

消火や救助活動が迅速に行えるよう、あらかじめ資機材を準備する。

協力を依頼している事業所等があれば、支援を要請する。

(3) 災害時の活動(風水害編)

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能です。

ア 情報収集・伝達

主に関係する班:三役、情報班、警戒班

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

■災害情報の収集

■災害対策本部との連絡

■町内の情報伝達

大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された時は、非常連絡網により各係員まで情報伝達し、全員で災害情報等の収集に努める。

路上浸水等の被害を確認した時は、組織内と近隣住民に情報伝達し、必要に応じて災害対策本部に通報する。

イ 避難誘導

主に関係する班:情報班、誘導班

風水害時の避難については、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難行動が求められます。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意してください。

■避難情報の伝達

■避難の呼びかけ

高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）等が発令された時は、住民全員に情報伝達する。

警戒レベルに応じて、災害時避難行動要支援者の避難支援や直接避難の呼びかけ等を行う。

ウ 水防活動

主に関係する班：警防班、資材班

河川水位の上昇等に伴い、路上に降った雨が排水されず内水氾濫を起こす可能性があるため、浸水してしまう前に、財産を守るための対策をしておく必要があります。

■浸水対策の実施

■消防団との連携

■活動資機材の準備

路上浸水等の被害を確認した時は、必要に応じて土のう袋等による対策を行い、家庭内の浸水対策について呼びかける。

エ 要支援者の支援

主に関係する班：三役、誘導班

避難行動要支援者の支援についても地震とは異なり、風水害時には避難開始から河川氾濫等までの時間的な制限があるため、早期の避難や車両の手配等を組織的に計画しておく必要がある。

■要支援者の避難支援

■民生委員、福祉委員との連携

要支援者は、個別避難計画等に基づき、避難支援する。

(4) 災害時の活動（避難後編）

大規模災害の発生後には、避難所運営に多数の市町村職員が忙殺され、復旧・復興業務に影響を与えている場合があったため、避難者による自主的な運営に速やかに移行できるよう、近隣の自主防災組織と協力して避難所の運営体制を構築する必要があります。

また、避難所内に限らず、町内での活動や情報伝達のため、引き続き組織的な活動体制が必要です。

ア 避難所の運営

主に関係する班：全班

避難所は、災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行することが必要です。

■運営への参加

■人員の確保

■活動資機材の準備

■要支援者の生活支援、配慮

避難所の運営は避難所の利用者全員で協力して行うものなので、積極的に運営に参加する。運営にあたっては、「避難所運営マニュアル（地域版）」を参考にする。

イ 情報収集・伝達

主に関係する班：三役、情報班

被災者全員が公平な支援を受け、早急に生活を再建してくため、引き続き組織的な情報収集・伝達体制が必要です。

■支援情報、生活再建情報の収集

■災害対策本部との連絡

■町内の情報伝達

避難生活に必要な支援情報や、生活再建のための情報を収集し、全員で共有する。

統括班と対策班長、支援班長は、町内での活動を補助するため、町防ぎょ隊本部に当番制で常駐する。

ウ 町内での活動

主に関係する班：警防班、警戒班、救護班

被災地における犯罪情勢をみると、無人の住宅や店舗、自動車を狙った窃盗被害や、女性や子供を狙った被害など相当数の犯罪がありました。地域で夜警や日中のパトロール、避難所内での注意喚起などお互いに協力して犯罪を減らす活動が必要です。

また、道路や衛生的環境の確保のため、瓦礫の撤去や堆積した土砂の清掃活動などが考えられます。

■パトロール活動の実施

■瓦礫の撤去、清掃活動

■救出救護活動

■消防団との連携

犯罪防止のためのパトロール活動、車両通行等のための道路補修や片付け、清掃を行う。また、行方不明者がいる場合は、引き続き救出活動を行う。

エ 給食・給水

主に関係する班：資材班

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。

■生活用水の確保

■炊き出しの実施

災害時活用井戸から生活用水を確保し、状況に応じて炊き出しの実施を検討する。

第3章 活動体制の構築

災害時に一番大切なことは、命を守ることです。地域の安全点検、危険が予想される箇所や災害時避難行動要支援者の把握、防災資機材の整備、防災訓練の実施など、多くの住民に役割を持って参加してもらい、日頃から防災意識を高めることに努めましょう。

Ⅰ 継続的な活動の実施

町防災防犯協会の活動に必要なものは、組織名簿、活動記録、地区防災計画、町防災マップ、防災倉庫格納物品一覧表、災害時避難行動要支援者名簿などがあります。これらを適切に管理し、継続的な防災活動ができるように努めましょう。

(1) 防災防犯協会及び災害防ぎょ隊組織名簿

世帯ごとに、家族の皆様の特質や居場所について記入する台帳で、避難場所での世帯人員確認やケガをした場合に必要となる血液型の確認などに活用します。

ただし、プライバシーに関する項目については書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能を持った人材（元消防職・団員、看護師等）を記載しておくことも必要です。しかし名簿の記載にあたっては強制ではないため、本人の同意が得られない場合は、記載の必要はありません。

(2) 防災防犯協会活動記録

組織の世帯数、役員、防災訓練、座談会・講演会等の活動の状況や危険箇所、避難場所など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。

年次ごとに人数などを確認の上、見直しが必要です。特に災害時に備えた継続的な防災組織づくりのためにも、会長の引継ぎ時には必ず、緊急時の連絡網や被災状況、支援要請方法の確認を次の会長に理解してもらうことが必要です。

(3) 地区防災計画の策定

ア 地区防災計画制度

人は自然の脅威からは逃れることができず、また、災害の発生を防ぎきることはできません。そのため、地域コミュニティが協力して、発災直後に生じた被害に素早く対応して被害を拡大しないようにしたり、被災者に適切な支援をしたり、被害から少しでも早く回復すること等が重要となります。

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」と、地方レベルの都道府県及び市町村の「地域防災計画」を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災では、地震・津波によって一部の市町村の行政機能が麻痺したため、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難誘導・避難所運営等において重要な役割を果たしました。その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助の推進のために地区防災計画制度が新たに創設されました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

地区防災計画は、一定の地区にお住まいの皆様や、事業者の皆様が行う自発的な防災活動に関する計画です。市町村が策定する地域防災計画に基づく防災活動と、地区防災計画に基づく防災活動とが連携して地区防災力を向上させます。

※内閣府 HP [「みんなでつくる地区防災計画:www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/」](http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/)

イ 地区防災計画の基本的な考え方

(ア) 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地域コミュニティを主体とした、住民や事業者の皆様が自発的に行う防災活動に関するボトムアップ型の計画です。また、作られた計画（素案）を地域防災計画の一部として提案することもできます。

※必ずしも提案する必要があるわけではありません。

(イ) 地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、各地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じて設計できます。例えば、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて自由に決めることができます。その際、具体的に計画内容等を決めることが有用です。

(ウ) 継続的に地域防災力を向上させる計画

単に計画を作成するだけでなく、日頃から地区住民等が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的に見直しを行いつつ防災活動を継続することが重要です。

※内閣府の「[地区防災計画モデル事業報告](#)」より抜粋

ウ 地区防災計画での検討例

平常時、地震発生時、風水害時、避難後の各段階で想定される防災活動を整理することが重要です。

①平常時	②地震発生時	③風水害時	④避難後
防ぎよ隊の編成 出前講座・防災訓練 の計画 家庭内対策の普及方 法 防災マップの更新 資機材の整備	防ぎよ隊本部の設置 基準 参集場所・活動方針 安否確認の方法 避難経路	伝達する情報 情報の伝達範囲 情報収集の方法 水防活動の方針 避難経路	避難所運営の役割 分担 町内活動の方針 情報収集の方法 炊き出しの実施基準
消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携・要支援者の支援方法			

作成のためのツールとして、地区の特性を把握するため、行政が発行する防災ガイドブック、水害対応ガイドブック、小学校別防災カルテや各町が作成した町防災マップを活用したり、実際に地区を歩いたりして、被害想定を把握することも必要です。

エ 地区防災計画の最終目標

計画と聞くと何十ページもある分厚い計画書を想像するかもしれませんが、しかし、計画書自体はA4用紙1枚でも構いません。大切なことは住民同士が話し合って計画を立て、実施と検証を繰り返し、防災の意識を絶やさないことです。

例えば、今まで防災訓練をしていなかった町が防災訓練を毎年実施するという計画を立て、それを実行し、そこから得たことを新たに加えたり削除したりしてより実践に役立つ地区防災計画にしていくこと、それを住民が理解し行動できるようになること、これが地区防災計画の理想形の1つです。

防災の最終目標は有事の際に人命や財産を守ることです。そのためには事前に備えること、またそれを続けることが大切です。人が変わっても、防災の意識は絶やさない、そのためには防災の決まりごとを書面に落とし込み、誰もが分かるようにする必要があります。

地区防災計画のPDCAサイクル



※PDCAとは事業活動において業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

(4) 町防災マップの作成

地域防災力を高めるために、防災マップを作成しましょう（令和2年度末で 543 町が作成）。住民の皆さんが地域の特性を把握し、非常時に備えることが重要です。また、作成済の場合は適宜見直しを行いましょう。

※補助制度あり

<町防災マップを作成する目的>

- 1 町防災防犯協会の会長や協会の皆様が防災マップ作成を通じて共同作業を行い、コミュニケーションをとっていただくことです。
- 2 町域の特性や防災関係施設等の状況を把握していただくことです。
- 3 災害時（地震・風水害）の状況をイメージすることにより、日頃から配慮しなければならないことや、災害時の活動について認識していただくことです。
- 4 町の住民の皆様が作成された町防災マップを各家庭へ配布することで、町防災防犯協会活動を理解し、防災対策に役立てていただくことです。

(5) 防災資機材の整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は、概ね下表に示すものとなっています。これはあくまで目安なので、地域の実情（地域の災害リスクは何か、世帯数はどれくらいか、どういった活動を地域で実施するのか等の計画）に応じて何がどれくらい必要なのかを検討してください。

次に、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備するようにしましょう。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日頃から、点検と取り扱い方法の習熟に努めるようにしましょう。

<整備する資機材の例>

1	レスキュー用工具セット	14	剣スコップ
2	ハロゲン投光器	15	バチツル
3	災害組織用救急箱セット	16	発動発電機
4	防災用かまどセット	17	投光器
5	災害対策用鍋セット	18	コードリール
6	一輪車	19	ナイロンロープ
7	簡易担架	20	トランジスタメガホン(拡声器)
8	ビニールシート	21	防災防犯協会旗
9	バール	22	ヘルメット
10	脚立	23	救急カバン
11	のこぎり	24	メガホン
12	かけや	25	警笛
13	油圧ジャッキ		

保管については各町の倉庫等で行うようにしてください。

ただし、プレハブ倉庫内に発火のおそれのあるもの(ガスボンベやガソリンなど)は置かないように注意してください。

やむを得ない理由により、市が保有する防災備蓄倉庫での保管を希望する場合は、必ず事前に防災課にご相談（防災課防災対策係 ☎23-6712）の上、別紙「岡崎市自主防災組織活動資機材等保管申請書」の提出をお願いします。防災備蓄倉庫の状況によっては承諾ができない場合があります。

岡崎市自主防災組織活動資機材等保管申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(団体名) _____

(申請者) 住所 _____

役職 _____ 氏名 _____

電話 _____

次のとおり岡崎市が保有する防災備蓄倉庫に岡崎市自主防災組織活動資機材等の保管を申請します。

また、保管後の現場検査を受けることを承諾いたします。

1 保管資機材

品 名 等	規 格 等	数 量

2 添付資料

- (1) 保管資機材のカatalog等（品目等を説明できる資料）
- (2) 防災倉庫に保管する資機材の収納状況

3 その他

- (1) 町所有の防災倉庫などに保管ができない場合に限る。
- (2) 市が所有する防災倉庫の状況によっては保管の承諾ができない場合があります。
- (3) 連絡先：岡崎市防災課防災対策係 23-6712・6766

※資機材整備にあたっては、岡崎市では補助制度がありますので有効活用しましょう。内容によっては、防災資機材等の整備補助金の対象とならないものがありますので、補助金申請をご検討の場合には、必ず事前にご相談（防災課 ☎23-6898）をお願いします。

<防災倉庫格納物品一覧表>

災害時の活動用資機材、備蓄品などについて、種類や数量や点検状況を年次ごとに記録します。

No.	品 名	数量	購入日	規 格 等	備 考
1	レスキュー用工具セット	1	2018.5.12	10品目	
2	ビニールシート	2	2018.5.12	5m×5m	
3	バール	2	2018.5.12	八角ばらしタイプ 90cm	
4	油圧ジャッキ	1	2019.10.8	10ton ストローク10cm	
5	発動発電機	1	2019.10.8	1.0kW 10時間	毎月1回、10分間 エンジン始動
6	投光器	1	2019.10.8	100W	半年に1回点灯
7	コードリール	1	2020.9.1	15A20m	
8	救急箱	1	2021.6.7	三角巾、ガーゼ、 絆創膏等	医薬品等の期限切れの有無
9	車椅子	1	2021.6.7	W700 D1050 H925	

(6) 災害時避難行動要支援者名簿

「災害時の避難行動に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するための名簿で、避難誘導の際や避難所での対応に役立てます。

名簿の記載内容には、避難行動要支援者のプライバシーに関わる事項もありますので、避難行動要支援者の支援目的以外には利用しないなど、その取扱いや保管の方法については、注意が必要です。

避難行動要支援者個別支援台帳				作成例																													
この台帳は、町が市からの情報提供及び、本人の申告に基づいて作成したものであり、災害時初期の避難に必要な要件を記載したものです。				台帳No	1																												
				作成日	平成27年4月1日																												
〈取扱注意〉支援目的以外でのコピーはしないでください。																																	
組・(組長名)	12 組・(本多 忠勝)																																
フリガナ	オカサキ イエヤス		電話番号	0564-00-0000																													
氏名	岡崎 家康			090-0000-0000																													
住所	岡崎市愛知町1番地23 ハイツあいち101号																																
年齢・性別	80歳 男																																
避難行動 要支援者区分	ひとり暮らし高齢者	☐	要介護3～5	☐	高齢者世帯																												
	身体障がい者	☐																															
	知的障がい者	☐	精神障がい者	☐																													
	難病患者	☐	戦傷病患者	☐	その他																												
必要とする 援護・支援の内容	大声呼びかけ 移動時車椅子 食事ぎざみ食																																
家族構成 (任意項目)	50歳の娘さんと2人暮らし																																
緊急時連絡先 (任意項目)	岡崎 秀忠 3男	電話	0564-11-1111 090-1111-1111																														
	岡崎 信康 長男	電話	0566-22-2222 090-2222-2222																														
支援 区分	本人の状況	自分のことはできるが、避難所までは身体支援が必要																															
	家族等の状況	娘さんと住んでいるが、日中は仕事でほとんどいない																															
	個別支援区分	A	家族だけでは無理なので、1人以上の支援が必要。 車椅子は玄関にある。																														
支援メモ欄(支援者、就寝する場所の平面図等)																																	
一番南西の部屋に寝ています																																	
玄関 ここで寝ています																																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">支援者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名</td> <td>本多 忠勝</td> <td>電話</td> <td>0564-00-0000</td> </tr> <tr> <td>間柄</td> <td>組長</td> <td>電話</td> <td>090-0000-0000</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">岡崎市愛知町15番地368</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>十王 一郎</td> <td>電話</td> <td>0563-00-0000</td> </tr> <tr> <td>間柄</td> <td>隣人</td> <td>電話</td> <td>080-0000-0000</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">岡崎市愛知町5番地 あゆち荘205号室</td> </tr> </tbody> </table>						支援者				氏名	本多 忠勝	電話	0564-00-0000	間柄	組長	電話	090-0000-0000	住所	岡崎市愛知町15番地368			氏名	十王 一郎	電話	0563-00-0000	間柄	隣人	電話	080-0000-0000	住所	岡崎市愛知町5番地 あゆち荘205号室		
支援者																																	
氏名	本多 忠勝	電話	0564-00-0000																														
間柄	組長	電話	090-0000-0000																														
住所	岡崎市愛知町15番地368																																
氏名	十王 一郎	電話	0563-00-0000																														
間柄	隣人	電話	080-0000-0000																														
住所	岡崎市愛知町5番地 あゆち荘205号室																																

災害時避難行動要支援者とは

要介護高齢者、身体・知的・精神障がい者、及び体力的な衰えのある高齢者等、ひとりでは災害発生時に避難することが困難な方をいいます。

本市では、市災害時避難行動要支援者支援制度に基づき、避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者等を特定し、その中で自分の個人情報を地域の支援者に開示してもいいという方の情報を地域支援者（防災防犯協会長ほか）に配付しています。

避難行動要支援者個別支援区分（目安）

避難行動要支援者の状況	家族等の状況	個別支援区分
介助がないと動けない/寝たきりで車椅子に乗らないと動けない	一人暮らし/日中ほとんど一人暮らし	A 複数の支援者とリヤカー等が必要
	同居家族がいるが家族だけの介護では困難	A 家族が脆弱な場合や家族が不在の場合は必ず支援が必要
	基本的には家族がおり、家族が支援する	A/B 追加支援が必要かなどの声かけ支援が必要
杖や人の介助があれば一時避難所までは移動できる	一人暮らし/日中ほとんど一人暮らし	A 一人では逃げられないので支援が必要
	同居家族がいるが家族だけの介護では困難	A/B 家族がいるか、支援が必要かなど声かけ支援が必要
	基本的には家族がおり、家族が支援する	B 応援支援が必要かなどの声かけ支援が必要
指示してくれるか誘導者がいれば、自力で移動できる	一人暮らし/日中ほとんど一人暮らし	B 必ず声かけをするなどの支援が必要
	同居家族がいるが家族だけの介護では困難	B/C 家族がいるか、支援が必要かなど声かけ支援が必要
自力で移動できる	一人暮らし	B/C 下敷きになる危険あり、逃げるときに声をかけて欲しい
	同居家族が不在の場合が多く支援が欲しい	C 家族不在の時間帯などは声かけ支援を行う

A 赤	対象者の条件	・ねたきりなど自力では動けない方
	支援方法	・担架、リヤカー、車椅子などの道具で避難誘導をおこなう
B 黄	対象者の条件	・自力で避難できないが、家族の支援がある
	支援方法	・自力では動けるが、足腰に不安がある ・自力では動けるが、避難判断に不安がある ・見守り程度の誘導をおこなう
C 青	対象者の条件	・自力では動けるが、一人暮らしの方
	支援方法	・まず安否確認をおこない、必要に応じて避難誘導をおこなう

(7) 防災担当者の選任・育成

過去の災害より、救出・救護や避難誘導などで地域コミュニティによる助け合いが重要であるということが認識されてきました。そのためには地域住民に自主防災活動に対する関心を高めていただくため、地域での積極的な訓練指導や防災活動を行うことが大切です。

では、そういった防災リーダー的な役割を誰が担うか、多くの場合は学区防災防犯協会連合会長（学区総代会長）であったり町防災防犯協会長（総代）であったりします。しかし、総代会長や総代は、平時・災害時共に他の業務もあり役割が多くなりすぎてしまいます。また、多くの防災防犯協会では、毎年総代が変わることにより、防災の専門知識の継承が難しいという問題もあります。

そこで、学区を代表する防災担当委員の選出・選任を促し、学区防災防犯協会の役職として活動する体制の確保や、各町単位でも防災担当者などの配置を積極的に行うなど、防災・減災に関する知識や技術を継承できる体制を構築することが重要となってきています。

ア 目的

各学区、各町における自主防災組織内に防災担当を配置し、地域防災力の高い組織を構築することを目的とする。

イ 防災担当とは

(ア) 防災担当の位置付け

防災担当とは、地域の防災活動をより機能的に行うことを目的として、自主防災組織の会長の推薦を受けた者をいう。

(イ) 防災担当の役割

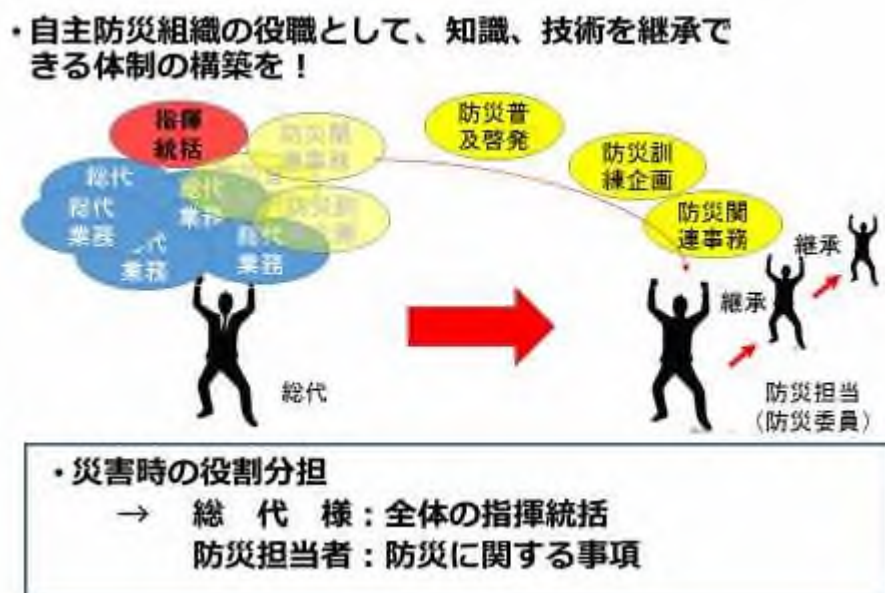
防災担当は、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身に付けるとともに、地域における危険箇所の把握や避難所運営などの率先行動を目指し、地域防災活動の中核を担うものである。

(ウ) 防災担当の活動

防災担当は、地域の自主防災組織の会長等の補佐をし、平常時における防災知識の普及・啓発及び防災訓練等で主体的に活動する。

(エ) 防災担当の継承

防災担当の選任の趣旨により、2年以上の経験者を育成しながら、防災の知識や技術の継承ができるような自主防災組織を編成することが望ましい。



2 協会員(町住民)への防災意識の普及・啓発

本市の町防災防犯協会は、昭和 52 年にそれまでの防火防犯協会を新たに防災防犯協会としたもので、組織率はほぼ 100%となっています。

しかしながら、組織に対する加入意識率はかなり低く、組織的な活動には大きな課題が残っているのが現状です。

今後想定される南海トラフ地震のように、激甚で広域的な災害の場合、行政の活動にも限界があり、住民一人一人が日頃から災害に備え、いざという場合には近くの住民達と力を合わせ、助け合うことが何よりも大切であり、これが「自主防災活動」の本来の姿です。

「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つことが重要です。

(1) 自主防災活動への積極的な参加

自主防災組織への関心を少しでも持ってもらうための「情報」の提供、自主防災組織への参加のきっかけになるような「場」の設置を心掛けてください。

ア 組織の活動内容をPR

自主防災活動に参加してもらうためには、『自主防災組織が「何のために、どのようなことを」行っているのかをPRする』ことが最も大切なことです。

イ 学習会や講演会・研修会の開催

パンフレットや手引書など、活字だけでは住民の顔も見えないし、コミュニケーションが十分とれません。目先を変えて、生涯学習の一環として出前講座や研修会等を開催し、住民の活動参加の第一歩となるような工夫もしましょう。

(2) 家庭内対策の促進

町防災防犯協会が、いざというときに組織的に活動するということは、組織の構成員の一人一人が役割を持って活動するということです。

このためには、会員が常日頃から家庭内の対策（家具の転倒防止・家庭内備蓄の整備・非常持出し袋の常備等）を行い、自らが被災する可能性を減らし、いつでも活動できるようにしておくことが大切です。

本市では「家具転倒防止事業」として、下記の対象者の家具転倒防止金具（1世帯につき1回限り5家具以内）を市の費用負担で取付けています。（市内転居された方は、再度申請が可能です。）

【対象者】市内在住（入院・入所を除く）で次のいずれかに該当する方

- ①65 歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ②介護保険要介護3以上の方
 - ③65 歳以上で生活保護を受けている方
 - ④身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかの方
- ①～③のいずれかに該当する方は、長寿課（☎23-6147）へ
- ④に該当の方のうち身体障がい者手帳・療育手帳に該当の方は、障がい福祉課（☎23-6113）へ

精神障がい者保健福祉医療に該当の方は、障がい福祉課（☎23-6180）へお問い合わせ下さい。また、岡崎市シルバー人材センター（☎47-7380）に申し込めば、一般の方も取付けてもらうことができます。（有料）

※住宅の耐震診断や耐震補強については、住環境整備課（☎23-6709）にお問い合わせください。

3 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

防災に関する知識を持っていたとしても、大規模災害時には気持ちが動揺してしまい、冷静に活動できない可能性もあります。平常時から積極的に地域の防災訓練に参加し、活動を経験しておくことが重要です。

なお、実際の災害では、小規模な組単位等で被災状況の把握や救助活動が必要となります。学区及び町単位の訓練を年度において、**必ず1回**は実施してください。

(2) 防災訓練の方法

防災訓練は、第1に「災害発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身に付くか」の二つにその成果は大別されます。

訓練の成果を上げるためには、以下の項目が重要となります。

ア 計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、目的等を明らかにした訓練計画の作成が必要です。早めに計画を立て、不明なことがあれば防災課又は消防署へご相談ください。

代表的な訓練につきましては市発行の「自主防災組織による訓練等マニュアル」を参考にしてください。

(ア) 訓練の事前相談と資機材の依頼

訓練の成果を上げるためには、入念な打合せが必要です。防災課や各消防署所において計画を立てる上での相談をすることができます。

また、訓練に必要な資機材は、防災課及び最寄りの各消防署所で予め貸し出しすることもできます。

訓練・出前講座の相談及び届出先

所 管	連 絡 先
防災課	23-6896
	23-6712
	23-6533
中消防署本署	21-9772
中消防署北分署	24-0119
中消防署花園出張所	66-8119
東消防署本署	53-0119
東消防署南分署	54-0119
東消防署青野出張所	43-6119
東消防署本宿出張所	48-1119
東消防署額田出張所	82-4119
東消防署形埜出張所	85-3119
西消防署本署	34-0119

(イ) 訓練の指導

訓練の指導を希望される場合には、防災課又は各協会を管轄する消防署所の職員や消防本部の職員が指導に当たります。

[主な指導内容]

- ・自主防災組織等への助言・指導
- ・自主防災組織へ配布した防災資機材の取扱指導
- ・衛星携帯電話の学区総代会長交代者への取扱説明及び通話試験補助等

(ウ) 訓練への助成

各町防災防犯協会で実施する防災訓練や出前講座などの防災活動に対し、市防災防犯協会連合会から2,000円を助成する制度があります。なお、各町協会の活動に対する助成金の交付は、年度1回のみとさせていただきます。

※組織名簿(防ぎよ隊名簿)の提出がないと助成出来ません。

イ 関連機関との調整

町防災防犯協会だけでなく、地域の防災関係機関、事業者にも参加協力を依頼し、地域全体を巻き込んだ訓練計画を作成することが重要です。

ウ 興味を持って参加、楽しめる訓練

防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんか。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解するとともに、各種資機材の操作方法を認識する良い機会です。

防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。

また、外国人や体の不自由な方にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けましょう。

(3) 市民活動総合補償保険制度

防災訓練中(町内会などの地縁組織の活動中)に誤ってケガをした場合に備えて、市では補償のために傷害保険等に参加しています。

※事故の状況や活動の内容によっては、保険の対象外となることもありますので、あらかじめ補償内容などを確認しておきましょう。

(問合せ先:市民安全部市民協働推進課:☎23-6491)

☆「町内会活動の手引き」「自主防災組織による訓練等マニュアル」をご参照ください。

4 他の防災防犯協会や地域の防災関係団体との連携

(1) 他の防災防犯協会との連携

町防災防犯協会は、学区単位の学区防災防犯協会連合会の一員として編成されます。そして岡崎市防災防犯協会連合会という全市的な組織にまとまります。

大きな災害の被害は、一つの地域だけに限りません。学区内又は町防災防犯協会相互に情報を伝達し合うことが大切です。また、更に大規模な災害の場合は、岡崎市防災防犯協会連合会として全市的な体制で助け合うことも必要です。

- ・近隣の防災防犯協会との定期的な会合の開催
- ・災害時の応援協力体制の確立
- ・防災訓練・講演会等の合同開催
- ・保有する資機材情報の相互提供

(2) 消防団との連携

消防団は、原則として地震による災害が発生した場合、所属する車庫・警備室に直ちに参集し、所定の任務に就くとされており、災害時には町防災防犯協会と必ずしも一緒に活動するというわけではありません。

ただし、参集途上や居住する地域において、火災の発生又は多数の人身事故に遭遇したときは、町防災防犯協会と初期消火又は救助活動を行うものとしています。

日頃から実火災への対応や火災予防、初期消火訓練等行っている消防団員は地域住民にとっても大変重要な存在となります。平常時の消火訓練はもとより、災害時を想定した救助・救出や活動について消防団との密接な連携を取ることが必要です。

(3) 岡崎市消防支援隊との連携

平成 20 年 8 月 23 日に発足した、岡崎市消防支援隊は、大規模災害発生時に、岡崎市消防本部の退職者及び消防団の退団者が持つ豊富な経験と知識並びに技術を活用し、消防署及び消防団が行う消防活動を支援するもので、21 消防団管内ごとに、概ね 10 人編成となっております。なお、防災防犯協会の災害防ぎょ隊組織にも編成されている場合は、防災防犯協会の任務を優先します。



(4) 地域の事業所との連携

日頃から地域内にどんな事業所があるか把握しておく事が非常に重要です。平日の昼間に大地震が発生した場合など、事業所が保有する資機材の提供や従業員による救助・救出活動など、災害時に協力を仰げれば、非常に役立つ存在となります。したがって、定期的な防災訓練への参加を呼び掛けたり、事業所が実施する防災訓練に協力したりするなど、日頃から密接な連携を取ることが必要となります。

- ・災害時(訓練時)の協力体制の構築
- ・訓練時の事業所の参加
- ・事業所が保有する資機材及び施設の提供
- ・救助・救出、災害弱者の避難などへの従業員の協力
- ・災害時避難行動要支援者の避難施設としての施設の開放
- ・外国人労働者への防災知識の普及

(5) 災害時協力事業所等との連携

市では災害時に自主防災組織がガソリンスタンド、自動車・オートバイ販売店、整備工場、修理工場等から、バール、ジャッキなどの活動用資機材の無料貸出しが受けられるように協定を結んでいます。

また、232 の事業所で組織する自主防災組織の岡崎市危険物保安連絡協議会は、地震及び台風等の災害により倒壊した家屋や瓦礫の下などから負傷者を救出するため、付近の住民や通行人が有効に使用できるボルトカッター、ロープ、バール、スコップなど8種類のレスキューツールをガソリンスタンド等の 41 箇所の事業所に 43 セット配備しています。

※協力店には、ステッカーが貼ってあります。

第4章 発災時の活動の流れ

Ⅰ 地震発生時の行動例

屋内にいるとき

- ・家具の移動や転倒、落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れて、頑丈な机の下などに隠れる。
- ・慌てて外へ飛び出さない。
- ・料理や暖房などで火を使っている場合、その場で火を消せるときは火の始末をし、火元から離れているときは無理に火を消しに行かない。
- ・扉を開けて避難路を確保する。
- ・夜間の場合は、ガラスが飛散している場合もあるので、スリッパなどで足を保護し、懐中電灯で明かりを確保する。

人が大勢いる施設（大規模店舗など）にいるとき

- ・慌てずに施設の係員や従業員の指示に従う。
- ・従業員などから指示がないときは、その場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとる。
- ・吊り下がっている照明などの下から退避する。
- ・慌てて出口や階段に殺到しない。

屋外にいるとき

- ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- ・ビルの壁、看板や割れたガラスなどの落下に注意し、建物から離れる。

山や崖のそばにいるとき

- ・落石や崖崩れに注意し、できるだけその場から離れる。

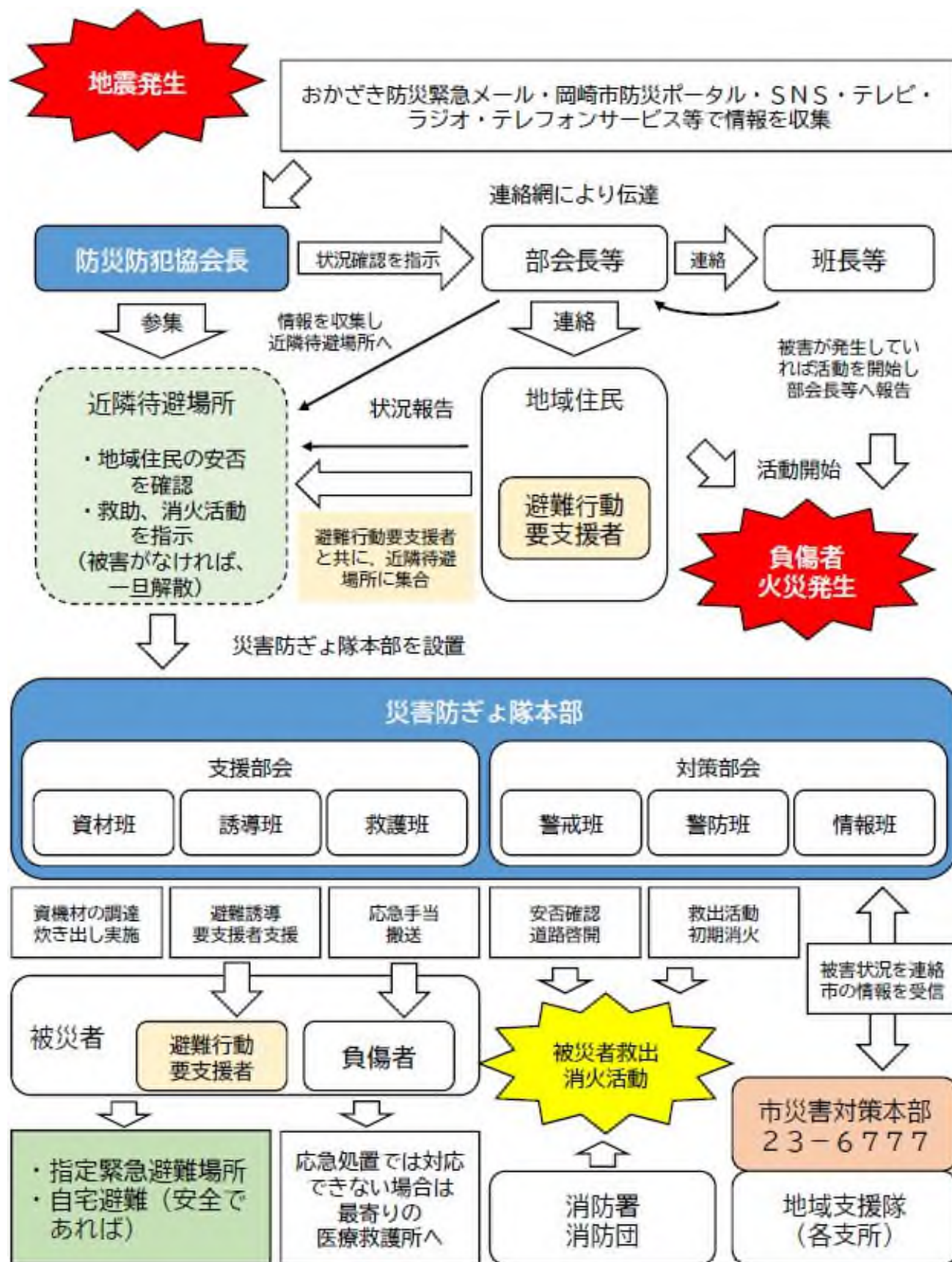
電車やバスに乗っているとき

- ・つり革や手すりにしっかりつかまる。

自動車を運転しているとき

- ・慌てて急ハンドルや急ブレーキをかけず緩やかに速度を落とす。
- ・ハザードランプを点灯して周りの車に注意を促しながら、道路の左側に停止する。

<町防災防犯協会として想定される行動～地震～>



2 地震発生時の避難の流れ

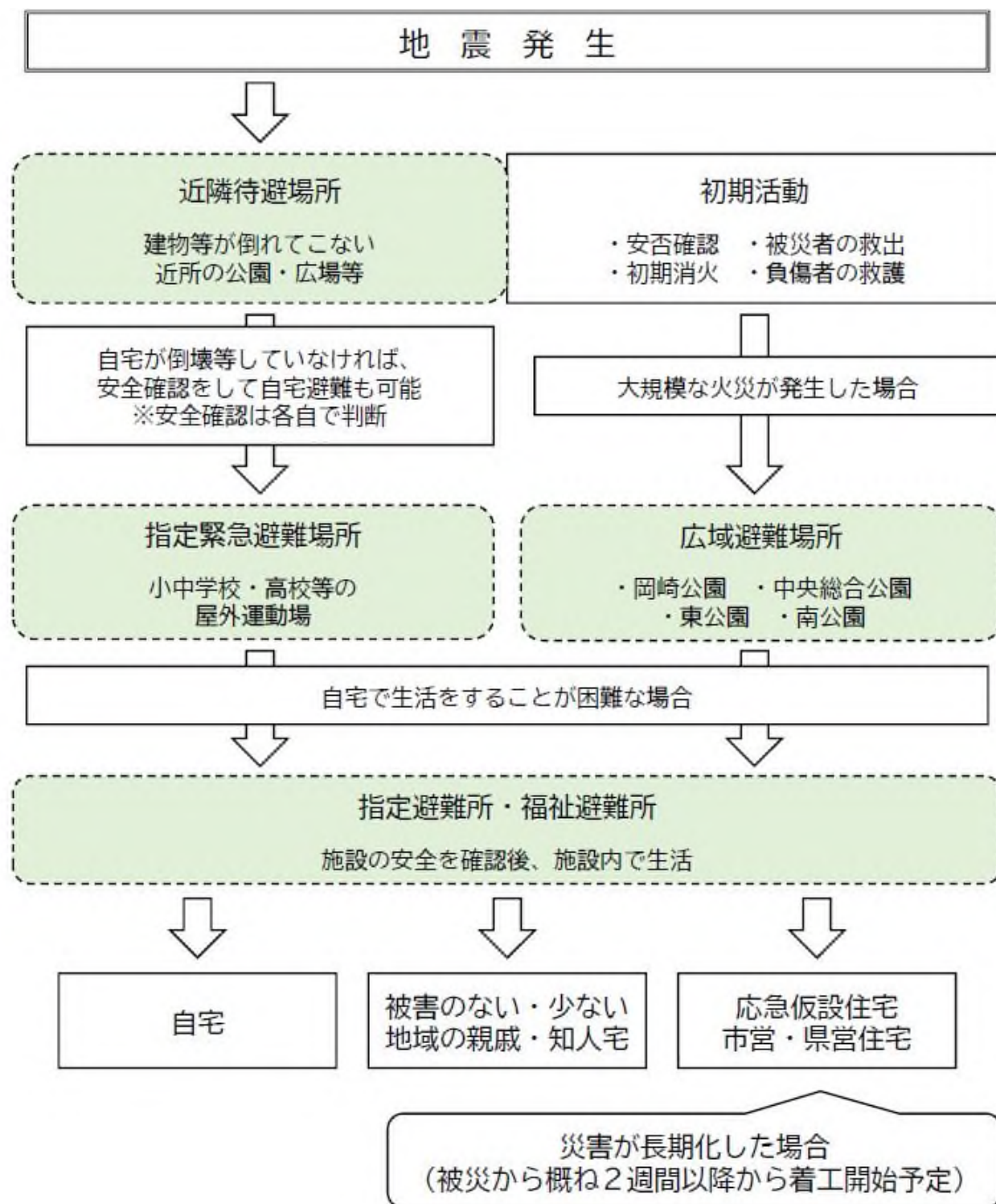
地震の場合、建物については絶対に安全とは言えないため、最初の避難先は広場、運動場など、町で定めた『近隣待避場所』になります。また『近隣待避場所』では地域の活動として初期消火や救出救援活動、安否確認などを行います。

地域にある安全な場所としては、公園、広場、平地の駐車場、田畑などがあり、必ずしも遠くに離れた『指定緊急避難場所』に行かなければいけないということではありません。また自宅が被災していなければ、自宅避難も一つの手段です。

自宅が被災した方や自宅に留まることが不安な方は、市が指定した『指定緊急避難場所』（市内の小中学校や県立高校の運動場）へ向かいます。体育館の安全が確認できれば、避難者を『指定避難所』へ収容し支援を開始します。避難する場所は、市の指定する避難所だけでなく、被害のない安全な地域にお住まいの、親せきや友人の家に行くことも避難の方法のひとつです。

※避難等で自宅を離れる場合には、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。（ライフライン復旧時の、通電火災やガス漏れ事故を防ぎます。）

地震の場合の避難の流れ



3 風水害による浸水等の被害発生時の避難行動

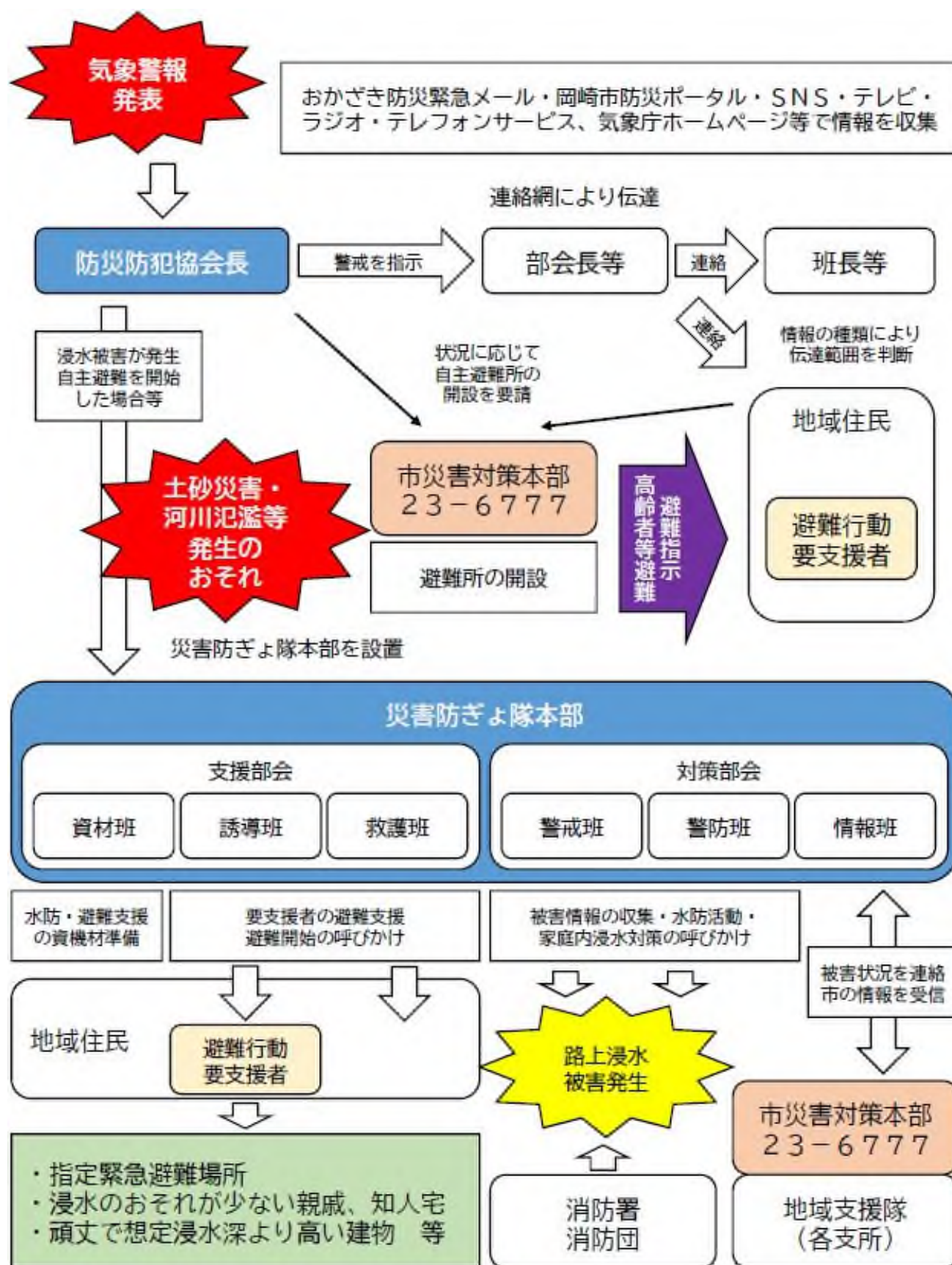
災害への備えをもう一度確認

- ・非常持出し品の点検をする。
- ・雨や風が強くなる前に、家屋の補強などの対策をする。
- ・避難場所までの道順を確認しておく。
- ・ハザードマップで危険箇所や避難場所をチェックしておく。
- ・雨が降り出したら気象情報等に注意する。
- ・危険を感じた時、市から避難指示があった時は慌てず速やかに避難する。
- ・避難の前は必ず火の始末をする。

川の氾濫や土砂災害などは一気に起こるため、避難が遅れると命にかかわります。天候が荒れてからでは移動が大変になるので、特に高齢者や子どものいる家庭は早い段階から避難をすることも検討しましょう。また避難所への避難だけではなく、安全な地域にお住いの親せきやご友人の家に避難することも平常時から検討しておきましょう。

事前の避難について、住民から総代等へ要望があった場合は、市災害対策本部（☎23-6777）に連絡してください。

<町防災防犯協会として想定される行動～風水害～>



4 風水害(台風・大雨・局地的大雨)時の避難の流れ

近年、短時間に猛烈な降雨をもたらす「局地的大雨」が、本市も含め全国的に多発しています。極めて短時間で発生し、内水・外水氾濫などにより、浸水被害を同時多発的に発生させます。

また、季節の変わり目には梅雨前線や秋雨前線が停滞し大雨をもたらすことも多くなってきました。さらに7～10月にかけては日本に接近・上陸する台風も多くなります。傾斜が急な山や川が多い日本では、前線や台風によって毎年のように川の氾濫や土砂災害などが発生し、人々の生活や命が脅かされています。

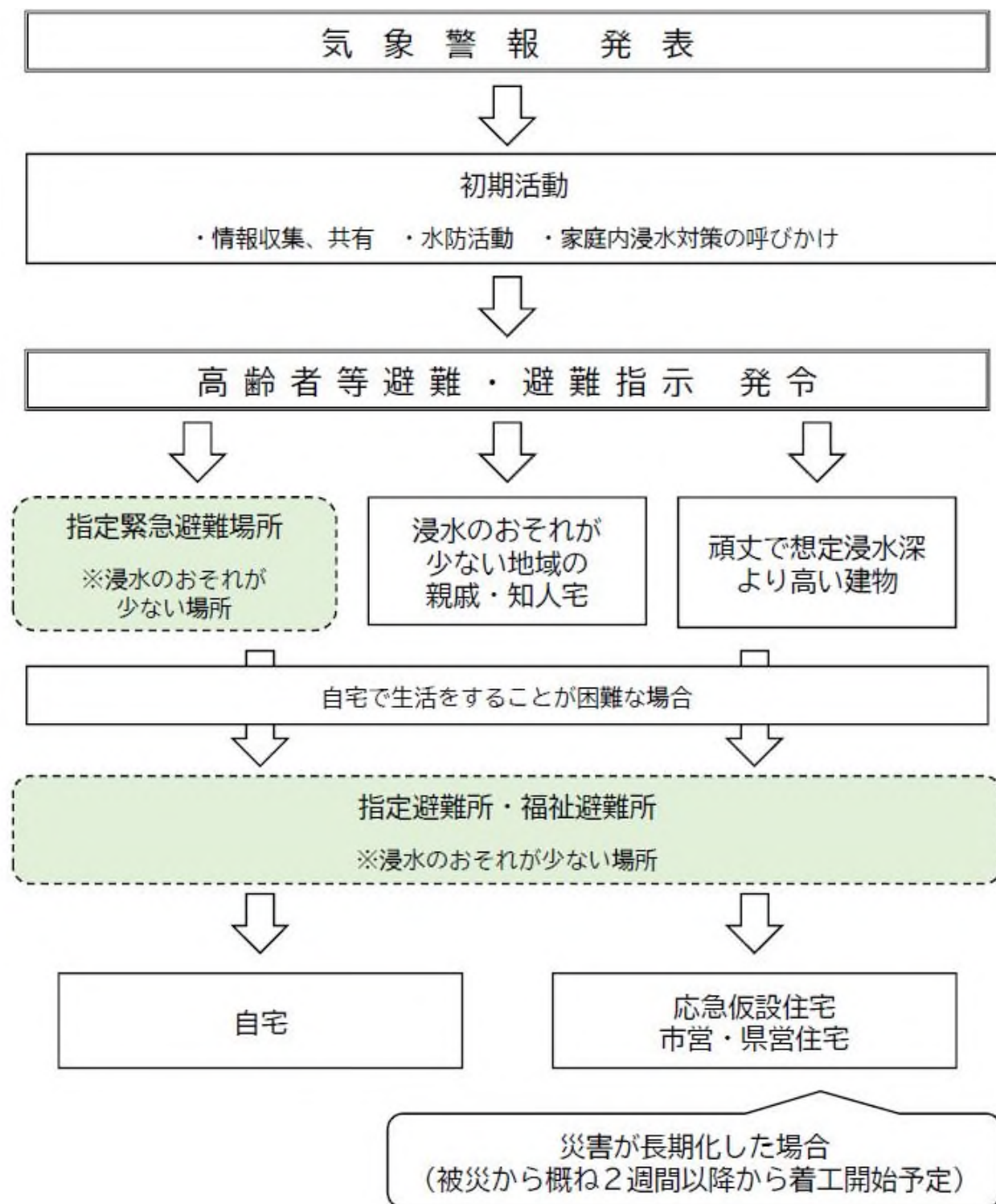
大雨や台風から身を守るために何が必要か。まずは情報の収集が大切です。日頃からテレビ、ラジオ等の気象情報、市のホームページの降雨情報などを確認し、最新の情報がどこからどのように得られるのかを把握しておきましょう。

また、さまざまな理由により情報収集ができない方などには、地域の支援が必要になります。日頃からどのような支援が必要なのかを共有しておくことで、逃げ遅れを防ぐことに繋がります。

風水害の場合、台風なのか、前線の停滞に伴う大雨なのか、局地的大雨なのか、さらに市内のどの地域の降水量が多いのか等で、危険を伴う地域や災害の種類（洪水、土砂災害、内水氾濫など）が違ってきます。状況に合わせた避難のタイミングや避難先を日頃から決めておくことが、とても重要になってきます。

また、風水害時には開設しない可能性が高い「指定避難場所」や「指定避難所」があるため、事前に「岡崎市水害対応ガイドブック」で確認をしておきましょう。

風水害の場合の避難の流れ



5 避難所での活動

地震災害による避難所開設の場合、開設期間が長期に渡ることが予想されます。この場合には住民自治による避難所運営が不可欠になります。長期に渡る避難所運営のためには、避難所運営委員会の設置、避難所でのルール作り、適切な避難所のレイアウト作りが必要です。

(1) 避難所の開設基準

避難所は次の条件で開設されます

- ・震度5強以上(岡崎市の震度)の地震が発生した時(気象庁発表の震度)
- ・その他必要なとき

(2) 避難所運営の基本方針

- ①避難所は住民の自治による運営
- ②避難所は自立支援・コミュニティ支援の場
- ③災害時要援護者・女性・子どもに配慮した避難所づくり

(3) 避難所運営マニュアル

岡崎市では避難所の開設が必要である場合に備えて、地域向けに「岡崎市避難所運営マニュアル」を発行しています。避難所についての基本的な考え方から、避難所開設の判断、実際の避難所運営の仕方や役割、注意点などが記載されています。避難所に避難してこられた方向けのマニュアルですが、地域で避難所について話し合う場合にも是非ご活用ください。

第5章 大規模災害関連情報発表時の行動

Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震が発生する可能性が、通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から『南海トラフ地震臨時情報』が発表されます。

南海トラフ地震臨時情報

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

ただし、臨時情報は南海トラフ地震発生前に必ずしも発表されるわけではなく、臨時情報が発表されることなく、南海トラフ地震が発生する場合があります。

臨時情報が発表された場合は、慌てることなく、日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて、一定期間地震の発生に注意した行動をとることが大切です。

また、臨時情報が発表された時に慌てて、備蓄や家具の固定をするのではなく、日頃から地震の備えをするようにしましょう。

南海トラフ地震臨時情報が発表されたら…



- 政府や地方公共団体からの呼びかけに応じた防災対応をとりましょう
- 1週間の事前避難が必要となる地域もあります

気象庁が南海トラフの想定震源域等で異常な現象を観測※1

➡個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始

地震発生から
5分～30分後

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表

地震発生から 最短 2 時間後	南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）※2 つねに家族の所在場所を把握 非常用袋やヘルメットを玄関に 寝る時は枕元にはきかれた靴を置いておく	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
1 週間			
2 週間	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
大規模地震発生まで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

※1 一帯南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.5以上の地震が発生または南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりにずれが生じた可能性がある場合。

※2 一帯南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.5以上の地震が発生または南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりにずれが生じた可能性がある場合、17 週間は通常とは異なるゆっくりにずれが生じた場合、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過した時まで。

(I) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の行動

- ・個々の状況に応じて避難等の防災対応の準備を開始
- ・家の備蓄品の再確認
- ・非常持ち出し袋の中身の再確認

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震**注意**）発表時の行動

日頃からの地震への備えを再確認するなどして、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが大切です。また、必要に応じて避難を自主的に実施することも大切です。

☆できるだけ安全な防災行動の例

- ・高い所に物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持ち出し袋やヘルメットなど）
- ・危険な所にできるだけ近づかない

☆日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震**警戒**）発表時の行動

巨大地震注意と同様に日頃からの地震への備えを再確認するなどして、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが大切です。地震が発生した場合に、被害軽減や避難行動ができるようにしておきましょう。

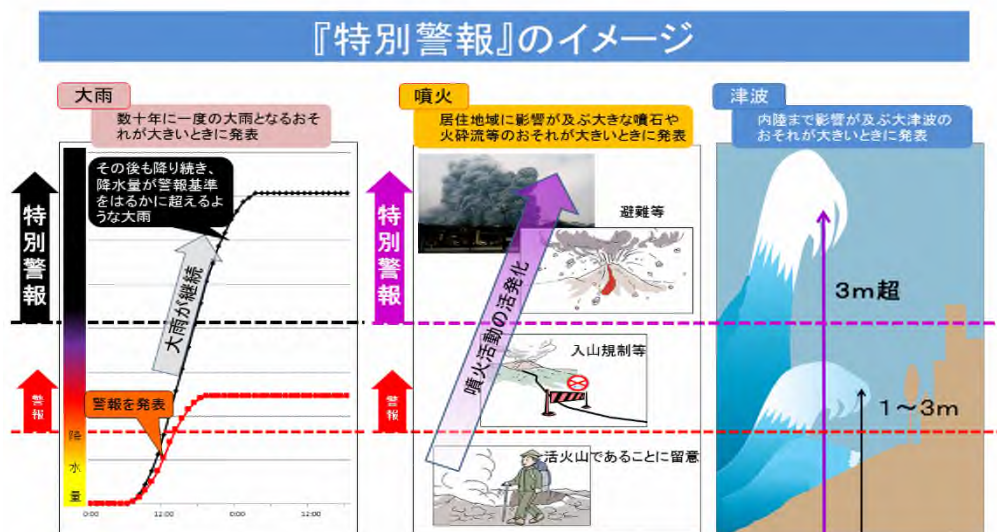
☆被害軽減や安全な避難行動

- ・地震発生後では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
- ・一部の避難所を開設する予定（市からの情報を確認すること）

2 特別警報

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表され、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成25年8月30日から運用しています。特別警報が対象とする現象は、「伊勢湾台風」の高潮、「令和元年東日本台風」の大雨等が該当します。「伊勢湾台風」は我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出しました。

また、「令和元年東日本台風」では東日本の広い範囲で、河川の氾濫等による甚大な被害をもたらし、100人以上の死者・行方不明者を出しました。特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっています。



現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断されます。

特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。気象庁では、特別警報だけでなく、危険度の高まりに応じて警報や注意報も発表しています。大雨等においては、特別警報の発表を待つことなく、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報やキキクル（危険度分布）等を活用して、早め早めの避難行動を心掛けてください。

「特別警報」が発表されたら・・・

<大雨の場合>

何らかの土砂災害や浸水害がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル5に相当します。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保しなければならない状況です。

<地震（地震動）の場合>

震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけています。とるべき行動に変更はありません。周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保してください。

第6章 本市の支援体制

Ⅰ 災害緊急情報の伝達

(1) 防災緊急情報一斉伝達装置による方法

「防災緊急情報一斉伝達装置」とは、各町防災防犯協会長及び町総代へ一般電話回線を使って自動的にメッセージを送信するためのものです。警戒宣言の発令時の伝達は本装置で行います。（定期的に本装置による伝達訓練を実施しています。）

(2) 衛星携帯電話による方法

災害時、一般電話回線が不通となった場合に災害対策本部との連絡手段として関係各所へ衛星携帯電話を配備しています。

配備先

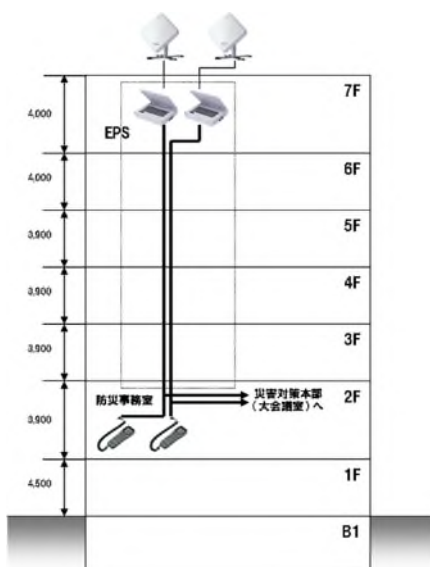
災害対策本部等 8台、各支所（地域支援隊）各1台

市民病院、保健所、福祉部、中央総合公園 各1台

警察、県事務所、医師会 各1台

学区防災防犯協会（学区総代会長等に配布）50台

※ 防災課の衛星携帯電話は、常時スタンバイしています。



岡崎市役所（東庁舎）には、衛星携帯電話の専用外部アンテナを屋上に設置しております。これにより防災課（災害対策本部）の衛星携帯電話は、常時通話が可能となります。災害発生時等に、市役所への電話がつかない場合には、下記、本市の衛星携帯電話に連絡してください。

①080-1575-9265

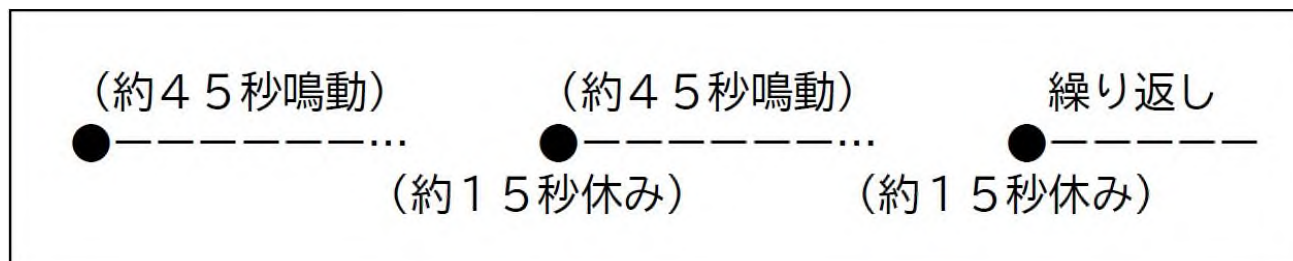
②080-1575-9265

(3) サイレンによる方法

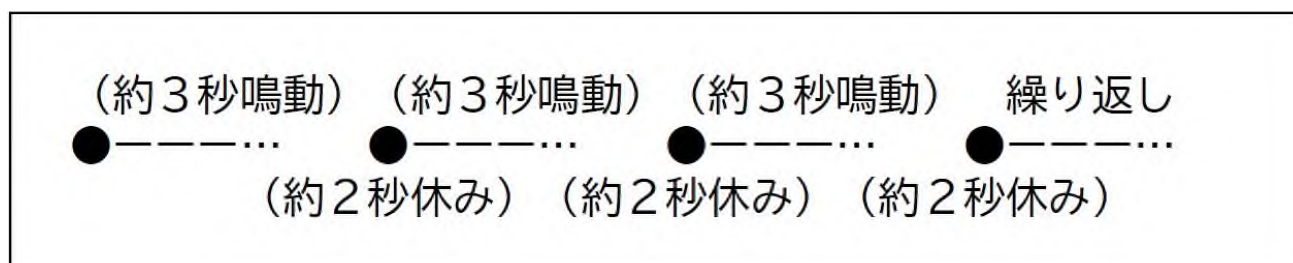
災害に関する情報伝達では、消防団等のサイレンでも行います。

情報の種類により鳴り方が異なります。

ア 地震防災信号



イ 水防信号(避難指示時)



注) サイレンは消防団員の招集や火災予防にも使われます。

(4) FMラジオ、ケーブルテレビによる方法

本市は、(株)エフエム岡崎 (FMラジオ 76.3MHz) とミクスネットワーク(株) (12 チャンネル) と「災害時の放送に関する協定」を締結しています。

本市災害対策本部が設置された場合に、本市は両放送事業者へ情報を提供し、放送事業者が緊急のお知らせを放送することになります。

(緊急度に応じ、通常放送に割り込み等の措置がとられます。)

災害が発生し、もしくは発生が予測される状況になったら、必要な対策をとるとともに、ラジオ、テレビのスイッチを入れるようにしましょう。

(5) 本市のホームページ(防災ポータル)による方法

本市のホームページの「防災情報」には、市内の気象・雨量・河川水位・路上の浸水・河川カメラ映像・地震に関する情報を提供しています。

また、本市災害対策本部が設置されると、災害の発生状況や避難所の開設等の情報が提供されます。

(6) おかざき防災緊急メール「防災くん」による方法

「防災くん」とは、希望する防災関連情報(地震・大雨・竜巻等の防災気象情報、避難指示、浸水警報情報など8種類から選択)をメールで受け取ることができるサービスです。パソコンまたは携帯電話から登録できます。

(7) 緊急速報メール

本市では、市内に滞在されている方の携帯電話へ、瞬時に避難情報等を一斉配信するシステムを導入しています。旅行や仕事で滞在している方にも災害情報が伝達されます。

(8) SNS(岡崎市公式アカウント)・Yahoo!防災速報

SNSでの配信では、避難情報や避難所の情報、その後の支援情報等を得ることができます。

Yahoo!防災速報は、登録した自宅や勤務先や位置情報を利用した現在地へ防災情報を通知します。

(9) 災害用電話・FAX サービス

携帯をお持ちでない方、障がい等によりメールを確認することが難しい方を対象とするサービスで、避難情報等を電話による自動音声やFAXを使用し配信、通知します。

(10) 防災ラジオ

「防災ラジオ」は、災害対策本部から FM おかざきを経由して、避難情報等を流すものです。本市では平成 20 年度から導入し、災害時において市民の皆様へ、情報を提供する手段として、普及推進を図っています。防災ラジオは、スイッチが切れている状態でも緊急情報が発信されると、自動的にラジオが起動し緊急メッセージが流れます。

※防災ラジオの可聴エリア外でも、ミクスネットワーク回線を分波器により分波することで、防災ラジオから防災情報を取得することができます。

(11) 広報車による方法

主に一定の地域に対し特に緊急を要する連絡を行う場合に用います。

市や消防団が保有するスピーカー付車両により、直接、市民の皆様へ広報します。

風水害などでは、広報車の音声は風雨に遮られて聞き取りづらい場合もありますので、ご注意ください。

(12) 防災行政無線（移動系）による方法

防災拠点や指定緊急避難場所、指定避難所に配備され、固定局、半固定局、携帯局があり、無線電波を相互に送受信することができます。

大規模災害時における市からの重要な情報を受信することや避難所から市へ情報を伝達することにも利用できます。

(13) 浸水警報システム

「浸水警報システム」は、豪雨時に浸水の危険をサイレンでお知らせするものです。異常を感知したことを知らせる警報装置（サイレン）16基と、道路の水位を測る浸水計15基で構成しています。

岡崎市では、豪雨災害への対策として、伊賀川や砂川周辺などで整備を進め、平成22年6月から稼働しています。



浸水計設置場所
①井田南
②伊賀
③愛宕橋
④元能見
⑤稲熊東
⑥稲熊西
⑦久後崎
⑧六名新・江口
⑨若松寺前
⑩若松川向
⑪竜美大入
⑫美合老婆懐
⑬美合呑地
⑭日名南
⑮矢作赤池



2 避難者支援体制

(1) 被災者支援用備蓄倉庫の整備

災害時に道路事情等で、物資の運搬が困難となる場合に備え、徒歩でも運搬可能な範囲である小学校区単位に備蓄倉庫を設置し、食糧、飲料水、生活用品等の被災者支援物資の備蓄をしています。また、南海トラフ地震の被害想定を鑑み、中学校への備蓄倉庫の設置及び備蓄品の分散配備も行いました。

倉庫の鍵は学校、避難所運営担当職員及び防災課が保管しており、市職員が駆けつけられない場合に備えて、地元の総代にもお渡ししてありますので、いざと言う時には町防災防犯協会で自主的に活用することができます。

このほか、各支所や避難所となっている体育館などにも防災資材を備蓄しています。

<備蓄物品の一例>

備蓄物品等	主 な 品 目
食料、飲料水	クラッカー（ビスコ）、アルファ化米、飲料水、給水容器、粉ミルク、哺乳瓶、ミルトン CP 容器
生活用品	非常用簡易トイレ、障がい者用トイレ、トイレ用薬剤、下水対応トイレ、毛布、簡易ガスコンロ、非常用ラジオ、非常用ローソク、強力ライト、紙おむつ、生理用品
避難所運営関係	避難所開設用品、応急危険度判定セット、簡易間仕切り、プライバシーテント、エアーマット、ビブス
その他	防災テント、防水シート、発電機、投光器、非常用蛍光管、コンポータンハンマー、リヤカー

(2) 地域防災連絡員

災害時の地域との防災連絡体制を図るため、各小学校区（額田地域旧小学校3箇所も含む。）に地元職員1名を指名し、合計 48 人の地域防災連絡員を定めています。

業務内容として、災害時における地域との連絡調整を行うとともに、災害対策本部システムと被災地撮影連携を行い、災害現場の状況を報告する活動を行います。

(3) 避難所運営体制

ア 本市の支援

(ア) 避難所等

指定避難所

市内小中学校等の体育館・・・70箇所

指定緊急避難場所

市内の小中学校、県立高等学校、市民センターなど

対象とする現象の種類によって異なる

≪種類別≫

洪水（矢作川）・・・66箇所

洪水（中小河川）・・・65箇所

崖崩れ、土石流及び地滑り・・・89箇所

地震・・・79箇所

内水氾濫・・・105箇所

広域避難場所

地震による二次災害などで市内が大火災になったような場合に市

民の安全を守る場所

岡崎公園・中央総合公園・東公園・南公園・・・4箇所

(イ) 避難所運営担当者

本市では、各避難所に、職員2～4名を運営担当者として指名し、避難所の開設、初動期の運営管理を行います。また、避難所の開設が長期となる場合は、避難者による避難所の自主運営の支援（避難所運営委員会の設置）を行います。

(ウ) 通信設備

市内の全避難所に地域防災無線（移動系）が設置されており、通常の電話等が使用できない場合でも災害対策本部や他の避難所等との交信が可能です。

イ 避難所の開設

次の場合には、指定緊急避難場所及び指定避難所が開設されます。また、地震発生時には、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設等が安全であれば、当該施設に避難者を収容し、支援を行う計画です。

- ① 震度5強以上の地震が発生した場合
- ② その他、震度5弱以下の地震及び風水害時等については、必要に応じて開設します。

ウ 避難所での感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、以下のような対策をしましょう。

- ① 受付時には検温と手指消毒を行い、健康チェック表を記入しましょう。
- ② マスク等の着用をし、咳エチケットにより、飛沫飛散防止をしましょう。
- ③ 手洗いの徹底をし、ウイルス除去（ウイルスの付着、吸引を防ぐ）をしましょう。
- ④ 2方向の壁の窓を開放し、換気を行いましょう。常時換気が出来なければ、30分毎に1回5分間の換気を行いましょう。
- ⑤ ドアノブ、トイレ等の消毒を行いましょう。
- ⑥ 各家庭1～2メートルの距離をとりましょう。また就寝時は家族間で向かい合わせにならないようにし三密（密閉・密集・密接）を回避しましょう。
- ⑦ 床にテープ等で進行方向を示し、動線を一方通行にしましょう。
- ⑧ 避難者は1日2回（起床直後と就寝前）の体温測定を実施しましょう。

3 緊急地震速報について

緊急地震速報は、地震災害の軽減をはかるために気象庁から配信されます。

震源や規模の想定は行わず、地震計で観測された揺れの強さから直接震度を予測し、地震波の到達時間と震度を地震の揺れが起こるより前にお知らせするものです。これにより、地震動到達までの数秒～数十秒内に減災対策をとることで、地震の被害を縮小することを目的としています。

地震波には、P波（初期微動）とS波（主要動）があります。

最初にカタカタ揺れるP波が伝わり、次に強い揺れのS波が伝わります。地震の被害は主にS波によりもたらされます。

【地震波が伝わる速さ】

P波→秒速 約7km S波→秒速 約4km

この条件で計算すると、P波とS波では10kmにつき、約1.2秒の差が出ます。



【緊急地震速報を見聞きしたときの行動】

緊急地震速報を見聞きしてから、地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、「周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。

家庭では

- ・頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れてください。
- ・慌てて外に飛び出さないでください

人が大勢要る施設では

- ・施設の係員の指示に従ってください。
- ・落ち着いて行動し、慌てて出口には走り出さないでください。

街中では

- ・ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- ・看板や割れたガラスの落下に注意して、建物から離れてください。

4 災害用伝言ダイヤル171・WEB171について

(1) 災害用伝言ダイヤル171

地震や洪水などの大災害発生時は、電話の利用者が爆発的に増加し、つながりにくい状況が1日～数日間続くことがあります。

このような場合は、「災害用伝言ダイヤル」が開設されます。このサービスは、大規模な災害が発生した場合、「声の伝言板」（安否情報）の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で伝言の録音・再生をすることができます。

出典元：NTT 西日本

被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。
「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
1 171 にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます 2 録音する場合は 1 暗証番号を利用する 録音は「3」 ▼ガイダンスが流れます 3 () - 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話 の電話番号をダイヤルしてください。 * 市外局番からダイヤルしてください。	1 171 にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます 2 再生する場合は 2 暗証番号を利用する 再生は「4」 ▼ガイダンスが流れます 3 () - 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話 の電話番号をダイヤルしてください。 * 市外局番からダイヤルしてください。

※伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。
聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。

◆体験利用日

- ・毎月1日と15日、正月三が日、防災週間(8月30日9時～9月5日17時)、防災とボランティア週間(1月15日9時～1月21日17時)
- ・体験利用の場合であっても、通話料は発生します。

(2) WEB171

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。また、登録したメッセージを通知することもできます。

出典元：NTT 西日本

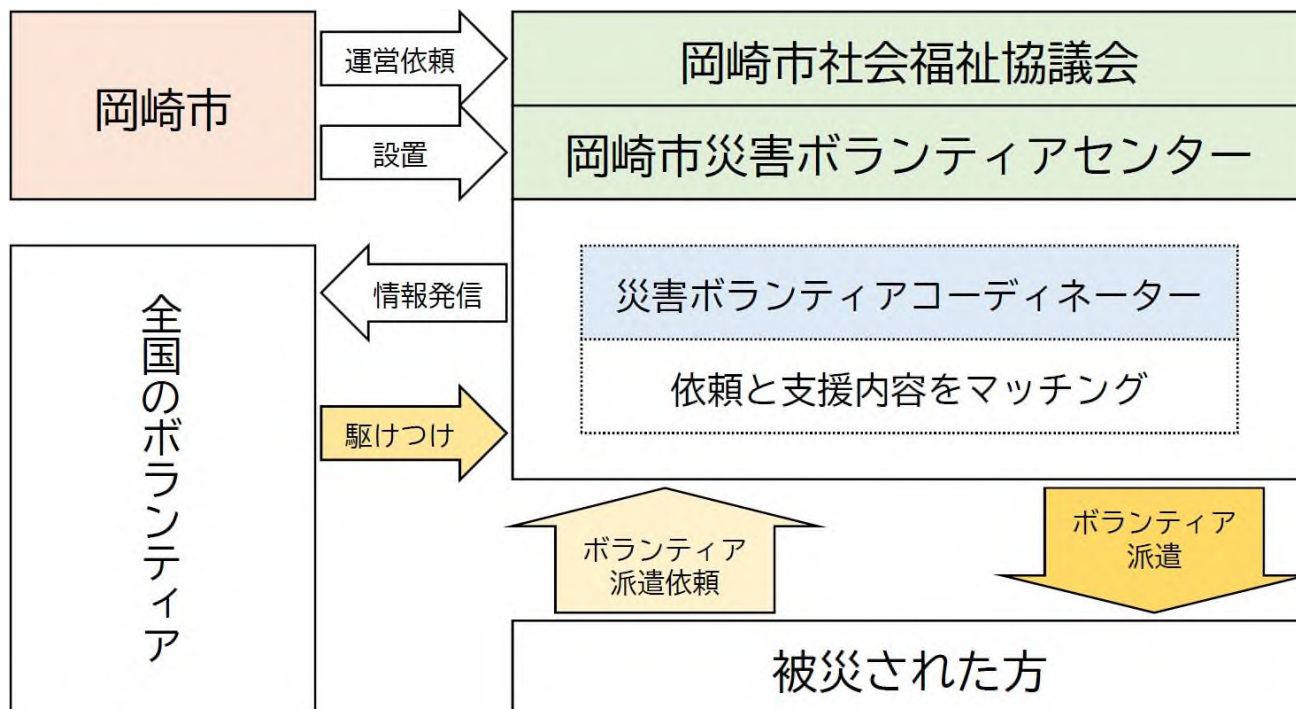
家族等の安全がインターネット上で確認できる。
「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法	閲覧方法
1 https://www.web171.jp にアクセス 2 電話番号を入力 () () () () () () () () () () 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。 * 市外局番から入力してください。 3 画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください	1 https://www.web171.jp にアクセス 2 電話番号を入力 () () () () () () () () () () 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号を入力してください。 * 市外局番から入力してください。 3 画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください

第7章 岡崎市災害ボランティア支援センター

1 組織概念図



2 ボランティア派遣手順

- ① 大規模災害が発生すると、市（災害対策本部）が災害ボランティア支援センターを設置し、市社会福祉協議会に運営依頼する。
- ② 岡崎市社会福祉協議会は、あらかじめ研修を受け、登録してある災害ボランティアコーディネーターに連絡して、支援センターに集まってもらう。
- ③ 災害ボランティアコーディネーターは、市内外から来るボランティア活動者を受け付けるとともに、被災された方からのボランティア派遣依頼を聞き取り、活動するボランティアを調整する。
- ④ ボランティア活動者が予定数だけ集まったら、依頼先にて活動する。
- ⑤ ボランティア活動が終了したら、帰還して活動報告書を作成するとともに現場の被災状況を連絡・報告する。

3 災害ボランティア支援センター連絡方法及び連絡先

- ・被災者ならばどなたでも、支援センターに依頼することができます。
ただし、被災状況や活動内容によってはお断りする場合があります。
- ・依頼ごとにボランティア予定数が集まった順に派遣いたします。
- ・避難所などでの複数のボランティアを依頼される場合は、避難所責任者を通して依頼してください。

岡崎市社会福祉センター内 岡崎市災害ボランティア支援センター

ニーズ受付代表☎：0564-47-8452

ニーズ受付FAX：0564-47-8453

《本マニュアル作成にあたり参考にしたホームページ等》

- ・内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

- ・気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

- ・首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html>

- ・岡崎市地域防災計画

<https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/sonae/81>